

政府提出の入管法改定案の強行採決に反対し、廃案を求める会長声明

本年3月7日に政府が提出した出入国管理及び難民認定法改定案（以下「政府法案」という。）は、衆議院の審議を経て、現在参議院において審議中であるが、採決強行の可能性も報じられている。

政府法案の問題点については、当会が、本年1月17日および3月15日付会長声明にて指摘したとおりであるが、さらに、その後の国会審議の過程では、政府法案提出の前提となった事実の存否や政府答弁の正確性に、次々と疑念が生じる事態となっている。

政府法案の柱の一つは、難民申請中の強制送還を一部可能にすることにある。政府は、ある難民審査委員の「難民を探して認定したいと思っているのに、ほとんど見つけることができない」「分母である申請者の中に難民がほとんどいない」という説明を、難民申請者の送還が許される根拠の一つとしてきた。

ところが、参議院における審議開始後、この委員が、年間1000件を超える不服申立てを勤務日数わずか30日あまりで処理していたことが明らかになった。また、迅速処理を目的として編成された委員の「臨時班」が存在すること、委員の間で審査件数の配分に著しい偏りがあることも新たに判明した。これを受けて、現役の委員らが異例の記者会見を行い、政府の説明内容に対して強い疑問の声をあげたことは、現在の難民認定制度に重大な問題があり、難民として認定されるべき者が認定されていない可能性を改めて強く示唆するものである。

このほか、政府法案提出後の3月15日に言い渡された大阪地裁判決においても、難民認定制度の運用の問題点が浮き彫りになった。この判決では、LGBTを理由とする迫害を主張した

ウガンダ国籍女性に対する難民不認定の判断が誤りとされたが、この事案の難民認定手続においては、「申立人の主張に係る事実が真実であっても、何らの難民となる事由を包含していない」と難民認定基準において明らかに誤った評価がなされ、口頭意見陳述すら行わずに、書面審査のみで審査請求が棄却されていたことが明らかになった。

さらに、政府は、2021年3月に名古屋入管で起きたスリランカ国籍女性の死亡事件を受けて、入管における医療体制を改善し、「主な収容施設において常勤医を確保した」と強調していた。ところが、昨年7月に新たに確保したという大阪入管の常勤医が、今年1月に酒酔い状態で勤務し、それ以降は医療業務を行っていないことが、参議院での審議段階に至って発覚した。2021年に政府提出の入管法改定案の成立を見送った理由の一つは、入管収容中の医療問題であったが、これに対する改善策について政府が重大な事実を隠蔽して国会答弁を続けていたことは、立法府を実質的に欺くものといわざるを得ない。

このように、政府法案提出の前提が次々と覆されている以上、政府法案をそのまま成立させることは断じて許されない。もし、政府法案が可決されれば、難民として認定されるべき者が送還され、長期収容下での人権侵害が繰り返されてしまうことは必至である。よって、政府法案を直ちに廃案とし、今回の審議で明らかになった全ての問題点について議論を尽くした上で、国際的な人権水準に沿った法改正をするよう強く求める。

2023(令和5)年6月8日
東京弁護士会会長 松田 純一

大崎事件第四次再審請求の即時抗告審決定に抗議する会長声明

2023年6月5日、福岡高等裁判所宮崎支部（矢数昌雄裁判長）は、いわゆる大崎事件の第四次再審請求の即時抗告審において、再審請求を棄却した原決定（鹿児島地裁2022年6月22日決定）を是認し、弁護人の即時抗告を棄却する決定を行った（以下「本決定」という）。

本件は、1979年10月、原口アヤ子さんが、元夫、義弟と3名で共謀して被害者を殺害し、その遺体を義弟の息子も加えた4名で遺棄したとされる事件である。原口アヤ子さんの逮捕時からの一貫した無罪主張にもかかわらず、確定審では、「共犯者」とされた元夫、義弟、義弟の息子の3名の「自白」、その「自白」で述べられた犯行態様と矛盾しない法医学鑑定、「共犯者」の親族の供述等を主な証拠として、原口アヤ子さんに対し、懲役10年の有罪判決が宣告された。

第一次再審請求審において、2002年3月26日、鹿児島地裁が再審開始を決定したが、即時抗告審である福岡高裁宮崎支部は同決定を取り消した。第三次再審請求審において、2017年6月28日、鹿児島地裁が2度目となる再審開始を決定し、2018年3月12日、福岡高裁宮崎支部は、検察官の即時抗告を棄却して、再審開始の結論を維持した。ところが、2019年6月25日、最高裁第一小法廷は、検察官の特別抗告には理由がないとしたにもかかわらず、請求審決定、即時抗告審決定をいずれも取り消し、再審請求を棄却したのである。

第四次再審請求において、弁護団は、被害者の死亡時期に関する救命救急医の医学鑑定等の新証拠を提出したが、原決定は、新証拠に一定の証明力を認めながら、その証明力は限定的であり、「客観的状況からの事実の推認は左右されない」として、刑事訴訟法第435条第6号の明白性を認めなかった。

原決定は、第3次再審請求の最高裁決定をそのまま追認したものであり、確定判決の証拠構造分析、旧証拠の全面的再評価を適切に行っておらず、新旧全証拠の総合評価も行っておらず、

これまで3回にわたり再審開始に向けた決定が出されていること（第一次再審請求審決定、第三次再審請求審決定、同即時抗告審決定）を無視する不当なものであった。

本決定も、原決定と同様の誤りを犯したものである。すなわち、本決定の「各確定判決の事実認定の主たる根拠について」の判示は、上記最高裁決定をそのまま引き写したものにすぎない。当会の2019年7月3日の「大崎事件第三次再審請求棄却決定に抗議する会長声明」で指摘したように、そもそも上記最高裁決定が誤っているものである。

また、新証拠の明白性判断においては、「新旧全証拠を評価し直す必要性は認められない」と判示しており、新旧全証拠の総合評価を否定している。本決定は、弁護団の主張を個別に否定するだけで、新証拠の明白性を否定しているのであり、実質的には新証拠の孤立評価にほかならない。

そして、本決定は、本件でこれまで3回にもわたり再審開始に向けた決定が出されていることを全く考慮していない。

以上からすれば、本決定は原決定と同様に、「疑わしいときは被告人の利益に」の刑事裁判の鉄則に反しており、白鳥・財田川決定にも違反するものであり、到底容認できない。

原口アヤ子さんは現在95歳という高齢であり、1日も早く再審を開始し、再審公判が開かれなければならない。日弁連は2013年から本件を支援しており、当会としてもこれを支持するものである。

また、当会は、再審請求手続における全面的な証拠開示や、再審開始決定に対する検察官による不服申立の禁止等、えん罪被害者を速やかに救済するための再審法改正に向けて、全力を挙げる所存である。

2023(令和5)年6月8日
東京弁護士会会長 松田 純一